

秦野都市計画地区計画の変更（秦野市決定）

都市計画秦野中井インターチェンジ南地区地区計画を次のように変更する。

名 称	秦野中井インターチェンジ南地区地区計画	
位 置	秦野市西大竹字猪焼、字大境及び字久保地内	
面 積	約 3.4 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、秦野市南部の東名高速道路秦野中井インターチェンジの南東側に位置し、主として流通、生産、業務施設等の産業を中心とした土地利用を図るため、組合施行の土地区画整理事業による基盤整備を行う地区である。</p> <p>本地区計画を策定することにより、土地利用及び建築物等の計画的な誘導を行い、周辺環境と調和した活力あるまちづくりを進めることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を次のとおり区分し、高速道路のインターチェンジに隣接する交通利便性を活かし、隣接する中井町と連携して、産業業務施設の集積を図り、活力ある市街地の形成及び良好な市街地環境の保全を目指すものとする。</p> <p><産業街区A> 高速道路インターチェンジ直近という交通利便性を活かし、流通、生産、業務施設等の立地を促進する土地利用とする。</p> <p><産業街区B> 高速道路インターチェンジ直近という交通利便性を活かし、流通、生産、業務施設等の立地を促進するとともに、中井町の産業街区と連携することで、地区の内外から多くの人や物の流れを生み出し、多様な交流環境の創出を図る土地利用とする。</p>
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により、都市計画道路1・4・1号厚木秦野道路に隣接して公共空地を配置する。
	建築物等の整備の方針	活力ある市街地の形成と保全を図るため、土地利用の方針に基づく施設等を誘導するとともに、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。
	緑化の方針	隣接する農地に配慮した緑あふれる潤いのあるまち並みを形成するため、敷地内緑化に努める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		公共空地	1号空地 面積 約0.15ha 2号空地 面積 約0.05ha
	地区区分	名称	産業街区A	
		面積	約2.5ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれに附属するもの以外は建築してはならない。		次に掲げる建築物及びこれに附属するもの(ただし、店舗は、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のものに限る。)以外は建築してはならない。
		1 工場(建築基準法施行令第130条の2の2に該当するものを除く。 2 倉庫 3 自動車車庫 4 事務所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これに類する建築基準法施行令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物		
	建築物の敷地面積の最低限度	10,000㎡		4,000㎡
		ただし、建築物等の用途の制限の5に掲げる建築物の敷地については、この限りではない。		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5.0m以上とする。 ただし、建築物等の用途の制限の5に掲げる建築物については、この限りではない。		
	建築物等の高さの最高限度	31m		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物、広告物等の色彩は、ふるさと秦野生活美観計画に即し、周辺の自然環境と調和が図られる低彩度のものとする。		
垣又はさくの構造の制限	垣又はさくは、次に掲げるものとする。 1 生け垣 2 高さ1.8m以下の網状その他これに類する形状のもの(以下「フェンス等」という。) ただし、フェンス等の基礎で高さが0.4m以下のもの、門扉、門柱の部分についてはこの限りではない。			

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」